

令和5年度就学援助制度のお知らせ

この制度は、市内に在住するすべての小・中学生が平等に勉学に励めるようにと、経済的理由等により就学が困難な小・中学生の保護者の方に学用品費等の一部及び学校給食を市が支給・援助するものです。

○就学援助の対象世帯について（次のいずれか一つに該当すれば、対象となります。）

- 1 前年度又は当該年度に生活保護が停止、または廃止された。
- 2 経済的な理由により、学用品費等の学校への支払いが困難なご家庭。
- 3 東日本大震災における災害により就学が困難になった者で次のいずれかに該当する場合。
 - ア. 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの。
 - イ. 主たる生計維持者が死亡、あるいは行方不明であるもの。
 - ウ. 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止したものの。
 - エ. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がないもの。
 - オ. 福島第一原発の事故に伴い警戒区域・計画的避難区域等の対象となっているもの。

※2～3は、令和4年1月～令和4年12月の収入額により判定いたします。（下記参照）
世帯の状況によっては、申請しても認定を受けられないこともありますのでご了承願います。

◎よくあるご質問

Q 就学援助制度には、所得制限があると聞きますが、どのような内容なのでしょう？

また修学旅行の費用なども対象となるのでしょうか？

A 就学援助制度には、所得制限を設けており、前年の収入で判断させて頂いています。

給与所得者の方であれば、概ね「表1」を参考に申請してください。

また、認定された場合には、「表2」のような支援を受けることができます。

表1 就学援助児童生徒認定標準額（持家の場合の参考目安）

	収入	世帯構成員				
2人世帯	2,400,000円	母(20-40歳)	子(6-11歳)			
3人世帯	3,300,000円	父(20-40歳)	母(20-40歳)	子(6-11歳)		
4人世帯	4,300,000円	父(20-40歳)	母(20-40歳)	子(12-19歳)	子(6-11歳)	
5人世帯	5,100,000円	父(20-40歳)	母(20-40歳)	子(12-19歳)	子(6-11歳)	子(3-5歳)

- ・収入は同居者全員の合計額で、給与収入・事業所得・恩給・年金・その他公の給付（児童扶養手当等）等を含みます。
- ・収入額については、源泉徴収票の「支払金額」を参考にしてください。
- ・農業収入・事業収入等については、所得額により判定いたします。
- ・上記標準額はあくまでモデルケースであり、世帯構成や控除状況（住宅ローン控除、ふるさと納税の有無等）により認定にならない場合もあります。

表2 就学援助費支給予定額

支給費目	支給予定額		備 考
	小学校	中学校	
学用品費	11,630 円	22,730 円	
新入学児童生徒学用品費	54,060 円	63,000 円	入学準備費を入学前受給した方は対象外
通学用品費	2,270 円	2,270 円	
校外活動費（宿泊無）	1,600 円	2,310 円	左記限度額内で実費を支給
校外活動費（宿泊有）	3,690 円	6,210 円	左記限度額内で実費を支給
修学旅行費	22,690 円	60,910 円	左記限度額内で実費を支給
学校給食費	実費	実費	現物支給
医療費	実費	実費	学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病に限る。

- ・ 上記支給費目及び支給予定額は変更になる場合がございます。
- ・ 就学援助費の申請をされた場合、認定結果が通知されるまでの学校給食費の引き落としについては、一時的に保留となります。認定となった方は現物支給となり、給食費の引き落としは行われません。否認定となった方は、保留となった当該月分について納付書を発行しますので、金融機関等で納めてください。その翌月分からは、指定いただいた口座より引き落としが開始されますので、あらかじめご了承ください。